



ほう ひ しゅうかんき かく
「法の日」週間企画

さい ばん いん せい ど
裁判員制度って

どんなもの？

月

日

曜日

日直



とい
問 1

さい ばん いん せい ど
裁判員制度では、

げん そく さい ばん いん
原則として裁判員は

にん
6人である。

月
日
曜日
日直



こたえ
答1



げん そく さい ばん いん にん
原則として裁判員6人と
さい ばん かん にん いっしょ けい じ
裁判官3人が、一緒に刑事
じ けん さい ばん しゅっせき
事件の裁判に出席します。

月
日
曜日
日直



とい
問2

さい ばん いん き そ ひ こく にん
裁判員は、起訴された被告人
が、^{ゆう ざい む ざい き}「有罪か無罪か」は決め
るが、^{ちようえき ねん ぐ}「懲役〇年」などの具
^{たいてき けい ないよう おも}体的な刑の内容・重さまでは
^き決めない。

月
日
曜日
日直



こたえ

答2

×

さい ばん いん さい ばん かん いっ しょ はな
裁判員は裁判官と一緒に話し
あ ひ こく にん ゆうざい
合って、被告人が有罪である
ば あい けい ない よう おも
場合の刑の内容・重さについ
はん だん
ても判断します。

月

日

曜日

日直



とい さい いじょう ひと
問3 70歳以上の人

さい ばん いん えら
裁判員に選ばれる

か のう せい
可能性がある。



こたえ

答3



さい いじょう ひと さいばんいん
70歳以上の人**も**裁判員とな
ることについて**辞退**を申し出
ることはできますが、**裁判員**
ねんれい じょうげん
の年齢に上限はありません。

月
日
曜日
日直



とい
問4

さい ばん いん
裁判員になりたくな

ひと さい ばん いん じ
い人は、裁判員を辞

たい
退することができる。

月

日

曜日

日直



こたえ

答4



さいばんいんせいど かが はばひろ かた さん
裁判員制度は、できる限り幅広い方に参
か
加していただくというものであり、
げんそく じたい
原則として辞退することはできません。

さいばんいんほう じたい
ただし、裁判員法において、辞退できる
ばあい さだ がいとう ばあい
場合を定めており、これに該当する場合
じたい たと おも
は辞退することができます（例えば、重
びょうき けが ばあい ふ ぼ そうしき
い病気・怪我の場合、父母の葬式など）。

月
日
曜日
日直



こたえ

答5



公正な裁判を確保するため、
審理する事件の被告人・被害
者本人や、被告人・被害者の
親族や同居人は、裁判員にな
ることはできません。

月
日
曜日
日直



とい
問6

かい しゃ けい えい しゃ じゅうぎょういん
会社の経営者は、従業員
さい ばん いん し ごと
が裁判員の仕事のために
きゅうか と り ゆう
休暇を取ったことを理由
として、かい しゃ や
会社を辞めさせ
ることはゆる
許されない。

月
日
曜日
日直



こたえ
答6



さいばん いん しごと きゅうか
裁判員の仕事のために休暇を
と 取りゅう かい
取ったことなどを理由に、会
しゃ や ふり えき
社を辞めさせるなどの不利益
とりあつか ほう りつ
な取扱いをすることは、法律
きん
で禁じています。

月
日
曜日
日直



とい
問7

だい がく せい さい ばん いん えら
大学生は、裁判員に選

し けん ちゅう
ばれたら、試験中でも

じ たい
辞退することはできな

い。

月

日

曜日

日直



こたえ
答7

×

じ たい もう で
辞退の申し出をすること
とができる**ば あい**場合があります。
ます。

月
日
曜日
日直



とい
問8

さい ばん いん はん けつ
裁判員が、判決を

いい わた
言い渡す。

月
日
曜日
日直



こたえ
答8



さいばんいん はんけつせんこく
裁判員は、判決宣告に
たあい はんけつ
立ち会いますが、判決
いいわた さいばんちょう
の言渡しは裁判長が
おこな
行います。

月
日
曜日
日直



とい
問9

さい ばん いん たん とう
裁判員は、担当してい
る事件が取り上げられ
た新聞の記事やテレビ
のニュースを見ることが
は禁止されている。

月
日
曜日
日直



こたえ
答9

×

さいばん いん
裁判員は、しょうこ もと
証拠に基づいて
はん だん
判断することになりますが、
しん ぶん き じ
新聞記事を読むことまでは
きん し
禁止されません。

月
日
曜日
日直



とい さい ばん いん えら ひと
問10 裁判員に選ばれた人

さい ばん いん けい けん
は、裁判員を経験し

かん そう
たことの感想も、

た にん はな
他人に話してはいけ

ない。

月

日

曜日

日直



こたえ

答10



さいばんいん しょうむちゅう さいばんいん
裁判員は、その職務中、裁判員であることを
おおやけ
公にしてはいけません。また、職務を終えた
あと さいばんかん さいばんいん あいだ はな あ
後にも、裁判官と裁判員の間での話し合いの
ないよう しょうむじょう し ひこくにん
内容や、職務上知った被告人のプライバシー
かん し こう ひみつ
に関する事項などについては、秘密にしなけ
ればなりません。しかし、「裁判員をやって
よ いっぱんてき かんそう はな
良かった。」などの一般的な感想を話すこと
まではきん
までは禁じられているわけではありません。

月

日

曜日

日直



これからも、
さいばんいんせいど かんしん
裁判員制度に関心
も
を持ってくれると
うれしいな！



月
日
曜日
日直

おわり
終

まつえちけんこうほう
松江地検広報キャラクター
『しじみこちゃん』

